

## 農業者の収益向上に向けた農産物加工 ・販売のための機器整備を支援します

### ～都市農業収益向上緊急対策事業～

資材価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、山村・島しょ地域以外の農業者の収益向上に資する農産物の加工や販売のための機器等の導入を支援するとともに、専門家を派遣して相談等に対応します。

#### 1 事業実施主体

個人：認定農業者

団体：農業協同組合等農業者の組織する団体

#### 2 実施地域

都内全域

(奥多摩町、檜原村、あきる野市小宮地区・戸倉地区、伊豆諸島全域、小笠原村を除く)

#### 3 補助内容

補助率：事業費の3/4以内

上限額：750万円

#### 4 補助対象

農産物加工機器、直売用の施設、冷却・冷蔵用機器、  
出荷用機器、包装用機器など

#### 5 専門家派遣

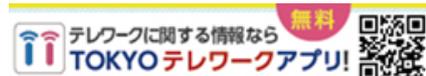
専門家を派遣し、事業の活用に向けての事前相談や、事業実施後のフォローアップ相談を受け付けます。

#### 6 申請受付

募集開始時期などの詳細は、7月上旬に改めてご案内します。

※ 詳細は下記のホームページを参照して下さい。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/nougyou/>



#### 【問い合わせ先】

産業労働局農林水産部農業振興課

電話 03 (5320) 4833